

作 業 基 準

平成18年12月1日

株式会社 クルーズクラブ東京

目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、クリスタルベイクルーズの作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

2 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 当社は、手回り品が鉄砲、刀剣、爆発物その他乗船客、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのある物であるときは、その持込を拒絶することがあります。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸15分～5分前とする。(当日の乗船客数による。)

2 離岸15分～5分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、運航管理補助者に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 運航管理補助者は旅客を乗船口に誘導する。

4 運航管理補助者及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理者及び船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 運航管理補助者は、離岸時刻1分前になったときは、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 運航管理補助者は、着岸時刻5分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に綱取り作業を実施する。。

2 船内作業員は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップの保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨運航管理補助者及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、運航管理補助者と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導し下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所マヤは発着場とする。

(1) 旅客は、乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の収納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。